

デジタル混信対策の助成制度

放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

- (1) 事業主体： 民間法人等
- (2) 対象地域： デジタル混信が発生している地域
- (3) 補助対象：
 - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1／2
 - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率2／3
 - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率10／10
 - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率10／10

